

静岡県地域史研究会報

— 静岡県地域史研究会 —

吉美の佐原作右衛門について

小川 雄

佐原作右衛門は、浜名湖西方の遠江国吉美郷（現・湖西市）を拠点としつつ、徳川氏の家中に加わり、子の重成と孫の重勝が二代にわたって「三浦監物」を称し、近世初期に上総国大網（現・大網白里市）で大名として存立した。

この大網三浦氏は、重勝の代に無嗣断絶となったため、祖である佐原作右衛門の事績も、ほとんど失伝してしまつた。もつとも、佐右衛門の四男延次の子孫を称す家が旗本として続いており、『寛政重修諸家譜』の佐原家譜冒頭に佐右衛門の略伝が収録されている（『寛永諸家系図』では未収）。

これによると、佐右衛門は鎌倉幕府創業の功臣である佐原義連の子孫で、天正十八年（一五九〇）に本多忠勝に属して小田原の陣に従軍し、武蔵岩付城攻撃に参加して討死したという。そして、佐右衛門の子重成は、家康に近侍していたこともあり、佐原氏の本家に

相当する「三浦」の名字を許されたとの筋書となつている。

また、阿部正次（二代將軍秀忠の代の大番頭、三代將軍家光の代の大坂城代）は、佐右衛門の息女を妻としており、『寛政譜』の正次譜は舅の実名を「義成」とする。

その一方で、『寛政譜』の佐原家譜は、佐右衛門の実名を「延兼」と記載している。吉美の法華宗寺院である妙立寺は、佐右衛門の先祖にあたる佐原常慶が開創を外護したとの由緒を伝えており、佐右衛門の顕功碑も残るが、「義成」の実名が刻まれている（『湖西市史資料編九』）。「延兼」の実名は、今川氏真・徳川家康が妙立寺宛てに発給した定書（「妙立寺文書」）にもみえる山号「延兼山」と混同したものである可能性が高い。

佐原作右衛門が徳川氏に従うようになった経緯については、延宝五年（一六七七）に成立した『菅沼家譜』（『新城市史一〇』所

収）に簡略ながら注目すべき記事を見出せる。同史料によると、永禄十一年（一五六八）の徳川氏の遠江国侵攻に際して、佐右衛門は「吉美村地下人」の立場ながら、他の地下人を糾合して、酒井忠次が率いる一軍に参加し、浜名湖西岸の要衝たる宇津山城に対する攻撃を先導したという。『菅沼家譜』は、遠江国侵攻において、井伊谷三人衆の調略に携わり、家康が率いる本隊の進路を啓開した三河野田城主の菅沼定盈を祖とする家の伝承や古文書をまとめたもので、浜名湖西方の攻略に関する情報も残されていたのかもしれない。

なお、佐原作右衛門が本多忠勝のもとで岩付城攻撃に参加したことは、『武徳編年集成』にも記録されている。同書によると、忠勝の指揮下には「遠州ノ松下党・句坂党、三州高橋ノ鈴木党」が入っていたという。松下・句坂・鈴木は、いずれも徳川氏に従属していた国人勢力だった。『寛政譜』によると、佐右衛門との関係は不明ながら、吉美出身で家康に仕えた

久左衛門泰信を初代とする家が見出される。あるいは、吉美には「佐原党」とでも称すべき氏族が存立しており、作右衛門は徳川氏の遠江国経略に協力する中で、「佐原党」から頭角をあらわすことになったのではないだろうか。

例会至品要旨

三月例会

静岡原教員会館D会議室

三月一日(土)

卒業論文発表会(十一名参加)

「戦国大名今川氏における三河支配体制の変化とその画期」(修士論文) 田邊隼斗

本報告では、戦国大名今川氏支配下にあった三河国における支城領支配と在城制を素材とし、城郭毎の役割の差異を明らかにすることによって、今川氏が三河支配遂行において城郭をどのように活用したのかを検討することを目的としている。

まず、「政治的拠点」の吉田城は侵攻当初より「支城」として、人質の生活の場となったり、従属下の武士を経済的に支える吉田蔵

が置かれたりするなど、三河支配の総合的拠点としての役割を付与された。そして、今川氏権力が浸透してくる天文十九年頃から、吉田城の奉行人・小奉行人・城代が国衆保護・軍事に関与するようになった。特に、城代は現地部隊の統括者として土地の裁量権などを有したほか、三河国内の公事に関与しており、三河国全体の支配に關与していた。

次に、長沢城など「在城」の拠点(軍事的拠点)となった城郭について検討した。これらの城郭は「境目」などに近接する交通上の要衝が多くみられ、三浦元政・匂坂長能らが「番手」として在城した。時には国衆家中・困窮した武士も在城衆として配置されており、国衆の家中統制や給人救済の役割も有していたことが推測される。

最後に、二つの性格を併せ持つ岡崎城と牛久保城について検討した。岡崎城は当初奥三河への抑えとなつたほか、在城衆は松平氏家中と協力関係にあり、取次や治安維持を行っていた。牛久保城は裁判の場としての性格が付与され、

永祿年間には軍事的拠点となつた。また、在城者の朝比奈撰津守が公事裁定に関与したことから、吉田城の補完的拠点として整備されたと推測される。

以上の事柄から、今川氏は東三河の吉田城・牛久保城を三河支配の最たる拠点として活用し、交通の要衝を扼する城や「境目」に位置する城に反今川氏方対策として軍勢を在城させるなど、城郭の運用方法を区別することで三河における軍事的防衛網を構築し、三河の領国支配を安定させようとしていたといえる。

(報告要旨を掲載するのを失念していました。田邊氏には伏してお詫び申し上げます。)

十月例会、十月二十五日(土)

静岡原教員会館D会議室

小林輝久彦著『中世後期吉良氏の

三河吉良氏の研究』の書評会

第二部 戦国期の三河吉良氏

(堀井岳樹)

小林輝久彦著『中世後期三河吉良氏の研究』は、タイトルの通り、中世後期といいつつ、およそ室町時代から江戸時代まで広い時

代における三河吉良氏をテーマにとつた研究書である。吉良氏は足利氏に連なる一門で、この時期の室町時代を研究するに際しては重要な家の一つでありながら、史料批判のなされないままに、二次史料を用いた研究がなされていたために、実態とはかけ離れた吉良氏像が受け入れられてしまっている側面がある。そのような状況下で、本章は歴史学に基づく吉良氏の考察が行われているといえよう。

本章において吉良氏の立場は「三河国主」とされている。これに対し、谷口雄太氏は「概念が不明瞭で、定義も証明もない」とする。歴史学の用語としてでなく、史料上の文言として、「国主」はいくつかの語義を有する。『日本国語大辞典第二版』では、「①一国の君主。国王。天子。」②戦国時代から江戸時代にかけて、一國以上を領有していた大名をいう。国主大名。国守。国持。」と二つの意味が挙げられている。「国主」の実例を見てみると、「山徒不可妨国主之仁政」(文永元年三月二十七日条、『民経記』

(東京大学史料編纂所データベース)のように「天皇」の意味で用いているものから、「国主へ申し上ぐべきよし」(『醒睡笑』)「若狭の太守武田殿、無縁の出家をかゝへ置かれ」のように「国守」の当て字で使われているものまであるのは、『日本国語大辞典第二版』の通りである。中世において漢字は表音文字の性格も有しているため、「国主」とあって、どのような意味で記録者が用いたのかを考えるのは文脈から判断する必要がある。

本書でもひかかれている『日葡辞書』の「coouxu」の項目を見ても、「国」の主「Senhor de reino」として「reino」として「[coun]」を引くと「Reino (王国)」としている。確かに、「こ」でいう「国」をいわゆる令制国を指し、「国主」を「その主(つまり守護)」と見なすこともできると思われるが、『日本小文法』では、「天皇」を「Rei (国王)」「Emperador (皇帝)」としており、「Reino」を治める「Rei (国王)」としての「天皇」も意識され

れていたのではないかと思われる。ロマンス諸語によって書かれた史料を用いる際、文字面を追うのみではなく、西洋史において、「Rei」などの語句がどのようなニユアンスをもって使用されたかも重要な観点だろう。これらの観点は、「国主」の概念の是非を判断するに資せん。

第三部 西尾市域周辺の在地領主 (山崎裕太)

第三部は題目の通り、西三河南部の吉良氏や松平氏と関係を有した在地領主に関する基礎研究を集めたものである。

第一章は松井松平氏と東条松平氏に関する基礎的検討である。松平元康の書札礼の変化から松井忠次が東条殿降伏により松平宗家直臣化した可能性を指摘するが、評者は東条殿降伏が東条松平氏の創出でもある点を考慮すべきと考える。第二章は酒井政家の系譜と動向を整理したもので実名を政家と確定した点は重要である。評者は、政家の権限を論ずる際の引用された善寿院・無量寿寺宛て政家判物

の解釈について、再考の余地があることを指摘した。

第三章は高天神城石牟伝承について検討し、同城に入った駿河大河内氏について検討を加えたものである。石牟伝承の基には「三河物語」の石風呂の話があるが、それとの関係をさらに明確に論じる必要があったように思われる。

第四章は大河内秀綱について系譜史料も駆使して検討したものである。秀綱が晩年に次男正綱の地方支配に関与したことを指摘するが、その根拠となる史料からは、逆に正綱の知行支配を秀綱が掣肘する面を有したと解釈することもできると評者は考へる。

第五章は板倉勝重の出世の前提として板倉一族の系譜と動向を検討したもので、勝重の系統は額田郡の御料所支配に関与した御家人とする。勝重の系統と渋川・斯波氏被官家との関係は明確でなく、この点を整理することが課題であると評者は考へる。

総じて、第三部では吉良氏の配下にある在地領主層の基礎的事項を検討したことで、第一・二部ま

での検討と合わせ、当該地域の中世後期像を立体的に描き出そうとしたものといえる。その意味で、総括する終章がなかったのが惜しまれる。また、第三部の論考は吉良氏滅亡後の当地域の武士の進退、徳川氏の人材登用という点からも貴重なケースステディと評価でき、本書の重要な成果の一つであると考へる。

十二月例会、十二月六日
静岡県教育会館 (六名参加)

尾張守護今川氏(仲秋・法珍系統)の支配展開と変容 氏戸佳香

本稿で定義づける尾張(守護)今川氏とは、室町時代初期に尾張守護を務めた今川仲秋・法珍およびその一門・代官(関口氏、入野氏、中賀野氏、斎藤氏など)を指し、那古野今川氏とは別系統の今川氏である。

まず、今川氏と尾張国の初期関わりとして、康永元年(二四二二)の足利直義下知状に登場する今川左近蔵人が、幕府上使として海東上庄の相論に介入した事例を挙げらる。これは、今川氏が守護職以前

に幕府の信任を得て地方紛争に関与していたことを示す。

次に、九州探題職(今川了俊・仲秋ら)での支配ノウハウが尾張国統治の雛形になったであろうことを検討した。了俊は肥前・豊後・日向・薩摩などに一族を配置し、中賀野氏・斎藤氏を遵行使として在地勢力や宗教機関(阿蘇社)と連携した。仲秋は明徳の乱での軍功により、明徳四年(一三九三)に尾張守護に補され、このノウハウが尾張に継承された。中賀野氏・斎藤氏は尾張守護代として大徳寺や青蓮院の領地管理・返付を担い、関口氏も知行地を有した。仲秋は熱田社に祈禱を命じ、愛知郡秋負名を寄進して宗教勢力との連携を強化した。

応永四年(一三九七)、直忠(法珍)が仲秋の後を継ぎ、入野氏を代官に大徳寺領を保護した。しかし応永六年(一三九九)の応永の乱後、守護職は畠山氏・斯波氏に移り解任された。それでも直忠系統は尾張に影響力を残し、有安名・市保・重吉などの知行地を保持した。解任後も息男頼直の系統が

丹羽郡石枕郷を居住しており、直忠妹の嫁ぎ先である堀田氏との文化的交流を維持した。これらは明応五年(一四九六)の船田の乱における「尾之今河氏」の活動に繋がり、直忠系統の在地存続を示す。

さらに、尾張守護今川氏の実績は戦国期駿河今川氏の尾張領有意識に影響を与えた。『宗長手記』では、遠江・尾張半国を「当方分国」と位置づけ、斯波氏による両国領有を一時的預かりとみなす。

家譜類(『明叙録』『護国禪師雪斎遠忌香語写』など)では範国の功績として尾張を含む多国領を記すが、これは仲秋・法珍の守護実績を基盤とした歴史的記憶である。この意識は桶狭間の戦い以前から存在し、領土拡張や那古野今川領回復の大義名分として機能した可能性もある。亡国後(天正十五年)でも家譜に残り、家門の誇りとして固定化した。以上の検討により、尾張今川氏は九州・遠江の経験を応用した代官体制と宗教連携により在地支配を展開し、解任後もネットワークを維持。戦国期今川氏の領有意識に波及する長期的な主

体であった。本稿では、那古野今川氏と区別しつつ、両者の並存を踏まえることで、今川氏の多層的役割が明らかとなった。

【例案内】

- ☆一月例会
一日時 一月二十四日(土)
午後二時
- 二、会場 静岡県教育会館D会議室
- 三、報告名及び報告署名

「安政東海地震における東海道掛川宿の被害と救済・復興過程」
(仮)岡崎佑也氏(東洋大学大学院博士後期課程)

☆月例会

- 一、日時 一月二十一日(土)
午後二時
- 二、会場 楽寿園

三、島田郷土資料館講座室
(JR三島駅より徒歩一分 楽寿園三島駅口からお入りください。その際、「静岡県地域史研究会の二月例会」を参照)

「加」と受付で申し出ると無料で入園できます。

三、報告名及び報告署名

「甲駿通路の警固 ― 観心の手摺」と中道往還」 ― 観心の手摺

【事務局より】

内藤和久氏(武田氏研究会) 来年の人事について臨時の幹事会を午後二時より行います。会長並びに顧問・幹事はご出席願います。また欠席される方は必ず連絡下さい。

静岡県地域史研究会報

第264号

2026年 1月 5日発行

静岡県地域史研究会

<https://www.shizuoka-chiikishi.jp/>
<shizuokachiikishikenkyukai@gmail.com>

会長 小和田哲男

事務局長 森田香司 090-7023-0733

会計担当 三宅真人 080-4037-8478

[会費納入先]

三宅真人 気付TE L080-4037-8478

郵便振替口座 00880-3-63062

(年会費 3000円)

